令和６年度 12回 琴浦町農業委員会総会議事録

日　時	令和７年３月 ７日（金）　午後２時30分			
場　所	琴浦町役場分庁舎３階 会議室			
出席委員 （13人）	１番 安谷 潔美	２番 石賀 英男	３番 村上 隆	４番 幅田 高広
	５番 丸山 環	６番 小前 茂雄	７番 久米 繁好	８番 中本 敏彦
	９番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	
	13番 福田 昌治			
欠席委員 （１人）	12番 潮 智博			
出席推進委員 （12人）	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	
欠席推進委員 （１人）	山本 智彦			
事務局	事務局長 毎田 陽子			
提案議案	議案第53号　許可取消願について 議案第54号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第56号　非農地証明申請について 議案第57号　農用地利用集積計画の決定について 議案第58号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第59号　「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）」の案に対し意見を求めることについて			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和６年度 第１２回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	（農業委員会憲章の唱和）
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は１２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和６年度 第１２回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席の連絡があった委員は１２番　潮委員です。なお、推進委員の欠席は山本委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、３番 村上委員、４番 幅田委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第５３号 許可取消願について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１ページをお開きください。議案第５３号 許可取消願について　下記農地について、許可の取消願があったので、本委員会の意見を求めます。 申請番号１番　願出人については、譲渡人が琴浦町外の個人、譲受人が琴浦町内の個人です。許可を受けた土地の表示は大字田越[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積９０３㎡外１筆　合計畑２筆で１，６３１㎡です。 許可当時の申請理由は、令和６年４月１５日付農地法第３条許可、契約内容は所有権の移転（贈与）でした。取消理由については、農地を譲り受けても管理、耕作できなくなったためであります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （三浦委員より挙手あり）
三浦委員	この件は、登記はしてないということでよろしいでしょうか。 許可を出しているのに譲受人が勝手に取り消しはできないのではないでしょうか。また、相手とも話合いはできていますか。
事務局	農地法第３条許可書の原本を２通とも回収しております。また所有権移転の登記はなされておりません。双方とも署名、捺印がありますので合意されております。
三浦委員	分かりました。 （安谷委員より挙手あり）
安谷委員	所有権移転は原本を返されても原本還付の手続きで可能ですが、確認は出来ていますか。
事務局	譲受人に確認しております。登記の手続きはしていないと聞き取っています。
安谷委員	分かりました。
議長	その他、質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決

	を取りたいと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
議長	続きまして、議案第５４号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	２ページをご覧ください。議案第５４号 農地法第３条の規定による許可申請について　農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。 　申請番号２６番 権利の種別は売買、農地の所在は大字美好[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積２９６㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。 　本案件は、譲受人の自宅に隣接しています。このたび譲渡人との間で、家庭菜園目的での売買の話し合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は１筆で[redacted]円、１０ａあたり約[redacted]円となります。取得後は、自家用野菜を耕作されます。 　申請番号２７番 権利の種別は売買、農地の所在は大字赤碕[redacted] 登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，６１７㎡のうち２，５３６㎡です。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人で、親族の間柄です。 　本案件は、親族から農地を引き継いで耕作を行うもので、農業経営を事実上承継するものです。両者の間で売買の話し合いがまとまったため、申請されることになったものです。売買価格は１筆で[redacted]円、１０ａあたり約[redacted]円となります。取得後は、これまでと同様に水稲を耕作されます。農機具は譲渡人が所有するものを借用する予定です。 　以上の２件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （安谷委員より挙手あり）
安谷委員	申請番号２７番で面積２，６１７㎡のうちの２，５３６㎡とはどういうことでしょうか。
事務局	内容については次の議案第５５号で審議します。
安谷委員	分かりました。
議長	その他、質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたし

事務局	ます。 　続きまして、議案第５５号 農地法第５条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 　３ページから６ページをご覧ください。 　議案第５５号 農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。 　申請番号１１番 権利種別は売買による所有権移転、土地の所在は、大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目とも田， 面積２，６１７㎡の内８０．８２㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内に本店を置く法人です。 　申請事由は、私道用地です。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 　５ページをご覧ください。青色の吹き出し部分に概要を書いておりますが、転用事業者は会社の新規事業としてコインランドリー経営の計画を立て、設置場所として代表取締役の自宅に近く、地元[redacted]地区の住民のみならず、さらに上流側にある地域住民の通勤経路上にあるという利便性を考慮し、本件申請地に隣接する[redacted]の土地について農地転用申請書を提出されました。令和７年２月１０日開催の農業委員会総会で審議し、３月４日付で県の許可が出たところです。 　転用事由の詳細です。転用許可を受けたコインランドリー用地及び本件申請地の北側の町道は、車道幅員が４ｍと狭く、冬の時期は積雪のため歩行が危険な場所です。 　そうした状況の中、今年秋には[redacted]及び[redacted]が完成し、町道が通園路となるため、地元[redacted]集落から道路拡幅の要望が上がりました。このため転用事業者は、町道に並行する形状の本件申請地を取得して幅員２ｍの歩道を新たに整備することにより、交通事故防止と歩行者の安全確保に貢献しようと計画し、申請をされたものです。なおこの件については町道の管理者である琴浦町建設住宅課にも相談し、了承を得ています。 　工期は今年４月から６月末までの予定です。町道と申請地との間には最大５０ｃｍの高低差があることから、真砂土等で埋め立てます。その上に厚さ４ｃｍのアスファルト舗装を施し、町道と同じ高さになるよう歩道を整備する計画です。 　資金調達計画は土地買収費[redacted]円、１㎡当たり[redacted]円、土地造成費[redacted]円の合計[redacted]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。被害防除計画でございます。申請地の南側は転用残地となる農地が隣接していますが、土羽で固め植

	生を施すため、隣接農地の営農に支障はありません。 　農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地の周辺は南側、北側に農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が１０ｈａを超えることから第１種農地、許可根拠規定は、申請地の面積が８０．８２㎡と、転用許可を受けたコインランドリー用地の転用許可面積６０４㎡の２分の１以下の面積であることから「既存施設の拡張」に該当します。このため転用はやむを得ないと考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いします。
足立委員	３月４日に福田会長、北中委員、地区担当の澤田委員と私の４名で現地確認を行いました。 　場所は、[redacted]集落の東側、現在建設中の[redacted]のすぐ近くにあります。東側は県道、北側は町道、南側と西側は水田に接しており、去年まで水稲が作付けされていた状況を確認しました。被害防除計画は適切で、転用残地となる田んぼの用排水機能は残っています。現在の進入路は転用事業用地になってしまうので、コインランドリーの西側に新たに作るとのことでした。転用残地となる面積が広いので、引き続き耕作をしてもらうことをお願いしたいと感じました。
議長	事務局の説明、現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （安谷委員より挙手あり）
安谷委員	５ページと６ページの写真と図示番号の位置関係がよく分からないのですが、用悪水路はどこになりますか。歩道申請されて用悪水路が残ってて蓋がないと危なくないですか。
議長	水路は申請地の道を挟んで説明図②の反対側になりますので問題ありません。
安谷委員	分かりました。 （小前委員より挙手あり）
小前委員	写真で見るに申請地に電柱と地支線がかかってないでしょうか。
議長	地区担当の委員さんに再度確認に行っていただきますのでその間は審議保留とし、次の議案に移ります。 　次の議案に移ります。議案第５６号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	７ページから１３ページをご覧ください。 　議案第５６号 非農地証明申請について 農地法第２条第１項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 　申請番号１４番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は、大字八幡[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積３３０㎡、判定地目は雑種地です。

	申請事由の概要です。申請地は、申請者の母が土地取得当時から花や植木などを植えて育ててきたが、本格的な耕作をすることなく昭和５８年、相続により取得した。その後、車両の乗り入れができるよう整地した後、会社勤めをしていたため、一切耕作はしなかった。以後、現在に至るまで農地としての利用はしていないというものです。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。 申請地は農用地区域外に位置していること、真砂土等で整地されてから２０年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。 申請番号１５番 申請人は琴浦町外の個人です。土地の所在は、大字下伊勢[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積６８㎡、判定地目は雑種地です。 申請事由の概要です。申請地は県道倉吉東伯線の道路拡張に伴い、自宅敷地と庭の一部を売却し。たその後、平成１５年に家族が町外に移住し空き家となった。それ以降は駐車場や庭として利用し現在に至るというものです。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。申請地は農用地区域外に位置していること、真砂土等で整地されてから２０年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。
議長	現地確認の報告をお願いいたします。
足立委員	申請番号１４番について報告します。３月４日に福田会長、北中委員、地区担当委員の潮委員と私の４名で現地確認を行いました。 場所は、[redacted]集落の東側、建設会社の資材置場の北側にあります。現場は説明図の写真のとおり、東側の町道と同じ高さまで真砂土が敷きならされ、駐車場や車の回し場として利用されていました。長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。 申請番号１５番ですが３月４日、私と福田会長、北中委員、地区担当委員の前田委員の４名で現地確認を行いました。

	場所は、県道倉吉東伯線沿い、[redacted]から５０ｍくらい東側に位置しています。 現場は、１３ページの写真の通り、庭の一部のような土地でした。申請地の西側には空き家と倉庫があり、長期間人が住んでいないように見受けられました。申請地には庭石や庭木が残っていて、長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。
議長	事務局の説明、現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （三浦委員より挙手あり）
三浦委員	申請番号１４番について、かなり前から耕作されてないということですが、また真砂が敷いてあるということは無断転用ではないでしょうか。
議長	地区担当の委員さんに確認してもかなり前からという事で仕方ないのではないでしょうか。
三浦委員	分かりました。
議長	その他質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして、議案第５７号 農用地利用集積計画の決定についてですが関係委員に該当する幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の退席をお願いします。 （幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の退席を確認） 事務局の説明をお願いします
事務局	１４ページをご覧ください。議案第５７号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、本委員会の決定を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号９３番 土地の所在 大字逢束[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，２１４㎡。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で、認定農業者です。 利用権設定の期間は、令和７年３月１０日から令和１２年３月９日までの５年間、１０アール当りの借賃は[redacted]円、新規契約で、野菜を耕作されます。 申請番号９４番から３７ページの申請番号１３７番までの４４件については、ご覧のとおりです。

	続きまして使用貸借権設定の部です。３８ページをご覧ください。 申請番号１３８番 土地の所在 大字野田[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，０３２㎡。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。 利用権設定の期間は、令和７年３月１６日から令和１０年３月１５日までの３年間、借賃は無償、新規契約で、牧草を耕作されます。 申請番号１３９番から６５ページの申請番号１８６番までの４８件については、ご覧のとおりです。 続きまして所有権移転の部です。６６ページをご覧ください。 申請番号１６番 土地の所在 大字法万[redacted]、登記、現況地目ともに田、面積３，１３７㎡外４筆、合計田が５筆で９，４１９㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は水稲、売買価格は５筆で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 申請番号１７番 土地の所在 大字西宮[redacted]、登記、現況地目ともに田、面積１，５８０㎡外２筆、合計田１筆、畑２筆で３，８５３㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、田については水稲、畑については野菜です。 売買価格は田が[redacted]円、１０ａ当りでは[redacted]円、畑は[redacted]が[redacted]円、[redacted]が[redacted]円、１０ａ当りでは[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 申請番号１８番 土地の所在 大字松谷[redacted]、登記、現況地目ともに畑、面積１，１１３㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定新規就農者です。 利用目的は野菜、売買価格は１筆で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 申請番号１９番 土地の所在は大字別宮[redacted]、登記、現況地目ともに田、面積１，９６８㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。 利用目的はＷＣＳ、売買価格は１筆[redacted]円、１０ａ当りでは[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 申請番号２０番 土地の所在 大字別宮[redacted] 登記、現況地目ともに田、面積２，７６９㎡。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人で、譲受人は認定農業者です。利用目的はＷＣＳ、売買価格は１筆[redacted]

	[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 　申請番号２１番 土地の所在 大字三本杉[redacted] 登記、現況地目ともに田、面積７１８㎡外１筆　合計田２筆で１，８７４㎡です。譲渡人は倉吉市内の事務所に所属する相続財産清算人、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的はＷＣＳ、売買価格は１筆[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 　申請番号２２番 土地の所在 大字湯坂[redacted] 登記、現況地目ともに畑、面積１，６６８㎡外１筆、合計畑が２筆で２，２１０㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は小麦、売買価格は２筆で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和７年３月３１日です。 　以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等あればお願いします。 （村上委員より挙手あり）
村上委員	申請番号１６９番について質問します。水稲作付予定なのに登記、現況地目とも畑になっているのはなぜですか。
事務局	農地台帳ではこのような記載になっていますが、現状は田になっていると思います。水田農業再生協議会のほうで水田登録があるか確認します。
村上委員	分かりました。
議長	その他質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 （幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の復帰を確認）
議長	議案第５５号に戻りますが、澤田委員に現地確認に行っていただきました。 　澤田委員から報告お願いします。
澤田委員	電柱から７ｍ位の所に地支線があぜ道にありました。
議長	地支線が有るとのことですが問題ないと思われます。中電で撤去も可能です。 　その他質問等ありますか。 （質問等無し）

	質問等が無いようですので、議案５５号について挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案のとおり県に進達することと決定いたします。 続きまして、議案第５８号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、私と、幅田委員、池山委員が関係しますので議長を中本会長職務代理者に交代します。 （福田会長、幅田委員、池山委員の退席を確認） （議長を中本会長職務代理者に交代）
議長	議案第５８号について、事務局の説明をお願いします。
事務局	７１ページをご覧ください。議案第５８号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号１４５番 土地の所在は、大字杉下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積２，０８８㎡。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は物納で、１筆当たりブロッコリー２０ｋｇ、貸借の期間は令和７年５月１日から令和１２年４月３０日までの５年間で新規契約、野菜を耕作されます。 申請番号１４６番から９８ページの１８９番までの４４件については、ご覧のとおりです。 続きまして使用貸借権設定の部です。９９ページをご覧ください。 申請番号１９０番 土地の所在は、大字金屋[redacted] 登記簿地目、現況地目ともに畑、面積９３３㎡。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和７年５月１日から令和１７年４月３０日までの１０年間で新規設定、飼料作物を耕作されます。 申請番号１９１番から１１０ページの２１０番までの２０件については、ご覧のとおりです。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か意見等あればお願いします。

	（意見等無し） ご意見がありませんでしたので、異存なしということとします。 （福田会長、幅田委員、池山委員の復帰を確認） （議長を福田会長に交代）
議長	先ほどの申請番号１６９番ですが、担当委員の農地管理では１番になっていましたので水田と思われます。 続きまして、議案第５９号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画」いわゆる地域計画の案に対し意見を求めることににについて農林水産課の宮本課長に来ていただいております。初めに事務局お願いします。
事務局	議案書をご覧ください。議案第５９号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画)」の案に対し意見を求めることについて 農業経営基盤強化促進法第１９条第１項の規定に基づき地域計画を定めたく、添付の資料の提出があったので、同法第１９条第６項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案の内容について、農林水産課 宮本課長より説明をお願いします。
農林水産課	（地域計画の策定について説明）
議長	説明が終わりましたが、皆さんの方で担当地域の内容を確認していただき質問等あればお願いします。
議長	地図は現状のものですか。
農林水産課	目標地図になっておりまして、集積率については農振白地を取り込むような形を目指しています。 （幅田委員より挙手あり）
幅田委員	地図の白地は地主さんが離農、規模縮小により何も作らないということで検討を要する土地ということですか。
農林水産課	はい、それで４月以降は農地の貸借は、機構を通すということでいったん、農地バンクに預け、担い手の方に貸借するとか、簡単な改良が必要であれば取り組んで行く方向になります。農地の流動化を進める内容で法律も変わってきておりますので宜しくお願いします。
幅田委員	気をつけて見る意識を持てということですね。
農林水産課	はい。
議長	道幅を広げる事は可能で、それについて事業費の補助は出ますか。
農林水産課	基盤整備ですね。地域の方の同意も含め、将来計画に基づいた営農をするので基盤整備が必要ですという申請になります。同意については負担が生じる場合もあります。
議長	土地買収費とか出ますか。
農林水産課	土地改良事業になると思いますが、国の補助事業など有利な事業になるのか検討する必要があります。
議長	転用案件は、処理に時間を要したり問題点が出てきたりするので地図から外しておいた方がいいです。

	（幅田委員より挙手あり）
幅田委員	転用ではないですが、担当地域で中山間地域から外しているところに色がついているところありますが。
農林水産課	中山間地域を外しても農地エリアは残ります。
幅田委員	これを外した時でも作る気ないけど大丈夫かなと思います。とりあえず農地に入ってるのは全部これを受けられるのですね。
農林水産課	地域計画を作る時に限られた人で守る農地と、守らなくても保全だけする農地を決めることもあるので、保全だけということであればそのようなことも考えられます。
幅田委員	今回はいいですけど１年毎の外すという微妙な判断が難しくなければいいですが。
農林水産課	来年中山間直接支払制度の第６期が始まるのでそこで止めるというタイミングでの計画を７年度内に見直すこともあります。
	（入江委員より挙手あり）
入江委員	この件で各部落には説明はないのでしょうか。
農林水産課	全体計画が出来た時は個別にはしませんが、どうしてもと要望があれば対応します。
議長	他にありますか。
	（質問等無し）
	３月までに地域計画を作成しなければいけませんのでこの内容で異存なしということでよろしいでしょうか。
	（挙手多数）
農林水産課	一覧表に個人名が記載されてますので厳重に管理のほど、お願いします。
	（宮本農林水産課長退席）
議長	その他に移ります。農家相談ですが、２月１８日に潮委員、池山委員で対応していただきましたが相談はありませんでした。３月４日に私と足立委員、北中委員で対応しております。足立委員から報告をお願いします。
足立委員	（農家相談３件報告）
議長	報告が終わりました。その他の説明をお願いします。
事務局	（報告、連絡事項など６件について説明）
議長	皆さんの方で何かご意見等があればお願いします。
	（意見等無し）
	以上を持ちまして令和６年度 第１２回 琴浦町農業委員会総会を終了します。